

テレワーク導入支援補助金

障がいのある方のテレワーク就労に関して、テレワークの導入に係る経費や課題解決を図る経費を支援します。

補助対象事業者	県内企業等 ※1
	<p><通常コース> 補助率 1/2 補助上限額 50万円</p> <p>障がい者のテレワーク就労に関する ① 新規導入に係る取組 ② テレワーク導入済みの場合の課題解決を図る取組</p>
補助対象事業	<p><試行コース> 補助率 1/2 補助上限額 20万円</p> <p>障がい者のテレワーク就労を試行的に※2 導入する取組</p> <hr/> <p>【補助対象となる取組の例】 ※詳しくは、本補助金交付要綱を、本紙下に掲載のリンクからご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業内におけるテレワーク推進に対する理解促進 ➢ テレワークで実施する業務の切出し及び切り出した業務に対応できる障がいの範囲の検討 ➢ テレワークの実施に必要な労務管理上の制度（就業規則、勤怠管理、勤務評価等）、テレワーク勤務者と職場勤務者の間でのコミュニケーションや情報共有の方法、情報セキュリティの確保等の検討 等
補助対象経費 ※3	謝金、旅費、委託料※4、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、役務費（通信運搬費含む）、使用料賃借料

※1 鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、現に障がい者を雇用している又は補助事業の完了までに雇用する事業者をいう。

※2 試行期間は、1ヵ月以上とし、やむを得ない場合を除き、週1回程度以上の頻度でテレワークを実施しなければならない。

※3 テレワーク以外にも使用できる汎用性の高い機械・設備類（パソコン・タブレット等）の導入・購入・設置・撤去に係る経費は補助対象経費に含まない。

※4 県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

本補助金交付要綱（申請様式を含む。）は、県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312211.htm>



鳥取県マスコットキャラクター トリピー

補助金申請の流れ

項目	実施者	時期	内容・注意事項
1 補助金交付申請書の提出	申請者	隨時受付 ※ただし、事業に着手しようとする日の30日前までに提出が必要です。	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、県雇用・働き方政策課へ提出してください。
2 補助金交付決定	県	原則、1の受付後30日以内	提出された1の書類を県雇用・働き方政策課で審査し、交付決定（又は不交付決定）します。
3 補助事業の実施	申請者	2の交付決定後	補助事業を実施してください。 ※交付決定前に契約や支出を行ったものは、補助対象外となりますので、ご注意ください。
4 補助金実績報告書の提出	申請者	事業終了後20日経過する日まで又は交付決定年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日	事業が完了したら、補助金実績報告書、事業報告書、収支決算書、口座振込依頼書等を、添付資料（以下「提出書類」参照）を添えて、県雇用・働き方政策課へ提出してください。 ※事業完了とは、補助事業に係るすべての支出が完了した時のことといたしますので、ご注意ください。
5 補助金額の確定	県	4の受領後速やかに	提出された4の書類を県雇用・働き方政策課で審査し、補助金額を確定します。
6 補助金支払	県	5の確定通知送付から2週間程度	補助金を指定の口座に振り込みます。

補助金交付申請時の提出書類

以下の書類を全て提出してください。（添付書類も含む）

- ✓ 補助金交付申請書（鳥取県補助金等交付規則 様式第1号）
 - ✓ 事業計画書（本補助金交付要綱 様式第1号）]
 - ✓ 収支予算書（本補助金交付要綱 様式第2号）]
- 〔 様式は、下記またはおもて面に記載の県ホームページからダウンロードしていただけます。 〕

<添付書類>

- ✓ 企業概要のわかる資料（企業ホームページのリンクで可）
- ✓ 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書等、障がい者雇用状況がわかるもの

提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

電子申請 県ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/312211.htm>)にある電子申請フォームリンク又は右の二次元バーコードからご提出ください。 ► 

郵送 県ホームページから、申請書等をダウンロードし、必要事項を記載の上、チラシ表面の「申請・問合せ先」に郵送してください。

